



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 23 日 (月)
第 8 0 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金の廃止 (144) (福祉保健課) 2
	貸金業法による登録の取消し (145) (経営支援チーム) 2
	種畜証明書の書換交付 (146) (畜産課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (147) (耕地課) 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2 件) (148・149) (道路建設課) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (150) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (151) (〃) 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (152) (中部総合事務所福祉保健局) 5

告 示

鳥取県告示第144号

平成18年鳥取県告示第312号（鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第145号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項第5号に該当したことにより、同法第24条の6の5第1項の規定に基づき次のとおり登録の取消しをしたので、同法第24条の6の8の規定により告示する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 商号
株式会社山陽クレジット
- 2 代表者の氏名
代表取締役 安藤 仁
- 3 主たる営業所の所在地
米子市茶町26
- 4 登録番号
鳥取県知事(1)第00310号
- 5 登録年月日
平成18年10月2日
- 6 登録の取消しの年月日
平成21年3月11日

鳥取県告示第146号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平20鳥取県1第18号	種畜の名前の変更	菊泉水	菊雛1851
平20鳥取県1第19号	〃	一之波	舞狩1859
平20鳥取県1第20号	〃	照正嗣	笠宮1861
平20鳥取県1第21号	〃	貴之湖	宅武1874

鳥取県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（ため池等整備事業狩場地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年3月23日から同年4月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
日南町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・4・8号宮下十六本松線及び3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業施行期間
平成9年5月8日から平成22年3月31日
(変更前 平成9年5月8日から平成21年3月31日)
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画

事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・8号滝山桜谷線及び3・6・4号立川甌山線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業施行期間
平成16年3月5日から平成27年3月31日
(変更前 平成16年3月5日から平成21年3月31日)
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、当該指定居宅サービスの事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
日本赤十字社 社長 近衛忠輝	東京都港区芝大門一丁目1-3	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	訪問看護	平成21年2月1日
田中文彦	鳥取市吉方温泉二丁目641	田中歯科医院	鳥取市吉方温泉二丁目641	居宅療養管理指導	平成21年3月4日
山田芳江	鳥取市河原町佐貫756	山田歯科医院	鳥取市河原町佐貫756	〃	平成21年3月5日

鳥取県告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
日本赤十字社 社長 近衛忠輝	東京都港区芝 大門一丁目1 -3	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	介護予防訪問 看護	平成21年2 月1日
田中文彦	鳥取市吉方温 泉二丁目641	田中歯科医院	鳥取市吉方温泉二 丁目641	介護予防居宅 療養管理指導	平成21年3 月4日
山田芳江	鳥取市河原町 佐貫756	山田歯科医院	鳥取市河原町佐貫 756	〃	平成21年3 月5日

鳥取県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月23日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院ケア プランセンター	倉吉市山根43-1	平成21年2月28 日